

三鷹市環境活動事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三鷹市環境基金条例（平成15年三鷹市条例第13号）第1条の規定に基づき、高環境の創出を目指して行う先導的な活動を支援するため、三鷹市内で環境に関する活動をしている非営利団体（以下「団体」という。）が、市民などを対象として行う先導的な環境活動事業に対して助成金を交付することにより、環境保全の推進及び環境意識の高揚を図り、もって持続可能な地域社会を築くことを目的とする。

(助成対象の団体)

第2条 助成金の交付対象とする団体は、三鷹市民が主体となって継続的、自発的に活動し、かつ、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 営利を目的としない団体
- (2) 三鷹市内に活動拠点を有する団体（支部等を含む。）で、構成員の過半数が三鷹市民（在住、在勤及び在学の者を含む。）で構成されているもの
- (3) 特定の企業若しくは政党の支持又は宗教活動を目的としない団体

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象とする環境活動事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 公害の防止、地球温暖化対策、緑化、自然環境の保護等の環境活動事業
- (2) 環境保全を図るための必要な知識の提供に関する事業
- (3) 前2号に掲げる活動の推進に資するための調査研究に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境活動として重要な意義を有すると市長が認める事業

2 助成対象事業は、毎年度4月1日から3月31日までの間に実施する事業とする。

3 同一事業を助成対象事業とする場合は、3年を限度とする。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、助成対象事業を行うために直接必要とする経費であって、次に掲げる項目に該当するものとし、この経費の2分の1（1円未満は切捨て）を助成する。ただし、1団体につき1事業までとし、10万円を限度とする。

- (1) 講師等に支払う謝金及び旅費
- (2) 物品、教材及び資材の購入費
- (3) 使用料、賃借料及び役務費
- (4) 事業の実施に伴う事務費（通信費、運搬費、事務用品費、印刷費等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業に直接必要な経費で市長が認めるもの

2 助成金は、毎年度市長が予算の範囲内で定める額を交付する。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、三鷹市環境活動事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施計画書（事業の収支予定及び助成対象経費の内訳書を含む。）
- (2) 団体の概要を記載した資料（規約、会則等）
- (3) 第2条第2号の要件が確認できる資料（会員名簿等）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 同一事業を複数年にわたり継続して行う場合においても、交付申請書は、年度ごとに提出しなければならない。

（助成金の交付申請期間）

第6条 前条の助成金の交付申請に係る期間（以下「申請期間」という。）は、毎年度4月1日から1月15日までとする。

（助成金の交付決定）

第7条 市長は、交付申請書が申請期間内に提出された場合は、三鷹市環境基金活用委員会要綱（平成15年12月24日付け15三生環第89号）第1条に規定する三鷹市環境基金活用委員会に諮って審査を行い、助成金の交付を適当と認めるときは、次に定める期日までに三鷹市環境活動事業助成金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により申請をした者に通知するものとする。

- (1) 4月1日から5月15日までに交付申請されたものについては、6月末日
- (2) 5月16日から9月10日までに交付申請されたものについては、10月末日
- (3) 9月11日から1月15日までに交付申請されたものについては、2月末日

2 第5条第2項の規定に基づき、同一事業を複数年にわたり交付申請する場合においても交付決定に当たっては、前項の規定を適用する。

3 市長は、助成金を交付しないことに決定したときは、第1項各号に定める期日までに理由を付して三鷹市環境活動事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請をした者に通知するものとする。

（助成金の交付の条件）

第8条 市長は、助成金の交付の決定に当たって、助成金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（事業実施報告）

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、助成対象事業を実施した日（交付決定通知書を受け取った日までに事業を実施したものは、交付決定通知書を受け取った日）から30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに三鷹市環境活動事業実施報告書（様式第4号。以下「実施報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 環境活動事業の実施に要した経費の領収書等の写

- (2) 環境活動事業収支計算書
- (3) 事業実施内容報告書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 助成金の交付の決定を受けた者は、助成対象事業に係る収入及び支出を記載した帳簿並びに領収書を当該助成金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(助成金の交付額の確定)

第10条 市長は、実施報告書の提出があったときは、速やかに助成金の交付額を確定し、助成金の交付の決定を受けた者に三鷹市環境活動事業助成金交付額確定通知書(様式第5号)により通知する。

(請求の方法)

第11条 前条の助成金の交付額の確定を受けた者は、市長に請求書を提出し、助成金の交付を受けるものとする。

(交付の決定を受けた者の協力)

第12条 市長は、交付の決定を受けた者に対し、必要に応じて助成対象事業に関する資料の提出や協力を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、助成金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。
- 3 助成金の交付の決定を受けた者は、前項の規定により助成金の返還を命じられたときには、指定された期限までに助成金を返還しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成16年6月15日から施行する。
- 2 平成16年度に限り、第6条中「4月1日から5月10日まで」とあるのは、「6月21日から7月20日まで」と、第7条第1項及び第3項中「6月10日」とあるのは、「8月20日」と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 22 年 1 月 27 日から施行する。
- 2 平成 21 年度に限り、第 6 条中「1 月 15 日まで」とあるのは、「2 月末日まで」と、第 7 条第 1 項第 3 号中「1 月 15 日までに交付申請されたものについては、2 月末日」とあるのは、「2 月末日までに交付申請されたものについては、3 月末日」と読み替えるものとする。